# 市立大洲病院 院内保育所運営委託業務に係る仕様書

#### 1 設置施設及び規模等

(1) 設置場所:市立大洲病院敷地内(建物東側 屋外リハビリテーション広場)

(2) 規模:別紙図面のとおり

#### 2 保育内容

(1) 定 員:20人

(2) 保育対象: 市立大洲病院職員等の乳児(生後2ヶ月から)及び幼児(児童福祉法で定めた満1歳に満たない者から小学校就学の始期に達するまでの者)

(3) 保育時間等

①一般保育時間:7時30分から18時30分

②開所日:月曜日~金曜日(土曜日・日曜日、祝日、年末年始は休み)

③特別保育:延長保育は毎日20時00分まで実施する。

夜間保育は毎日20時00分から翌日8時30分まで実施する。 一時保育は毎日7時30分から18時30分まで実施する。

病児病後児保育は実施しない。

※特別保育は利用希望があった時のみ

④保育給食:市立大洲病院内調理場で当院が準備する。

### 3 運営業務委託に関する基本的な条件等

- (1) 児童福祉法等、関係法令を遵守すること。
- (2) 認可外保育施設指導監督の指針(平成14年12月25日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づいて保育所運営を行うこと。
- (3) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。
- (4) 保育の内容は公的保育所と同等程度とすること。
- (5) 給食は当院が用意するが、おやつは保育所委託業者で用意すること。
- (6) 運営業務に伴う費用等の負担は次のとおりとする。
  - ①当院にて負担する費用
    - ア) 備品及び消耗品等
    - イ) 保育所運営上必要な水光熱費
    - ウ) 施設、備品の修繕等の維持管理費用
  - ②受託者にて負担する費用等
    - ア) 職員の健康管理及び教育訓練に係る費用
  - イ) 保育所運営上必要な通信費(電話、インターネット代等)
  - ウ) 損害保険料
- (7) 委託契約に当たり、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合に ついて当院の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (8) 当院及び関係機関と連携を図った運営を行うこと。

(9)業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。

## 4 契約期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

※契約締結日については、委託先候補者決定後の協議事項とする。